

警備員指導教育責任者講習の実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年10月5日

石川県公安委員会

1 実施期日、受講定員及び実施場所

(1) 実施する講習に係る警備業務の区分

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

講習の別	実施期日	受講定員
新規取得講習	令和2年11月16日(月)から11月26日(木)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)の8日間	合計30人
追加取得講習	令和2年11月20日(金)から11月26日(木)までの4日間	

(3) 実施場所

石川県金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

2 受講対象者

(1) 新規取得講習

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分にかかる警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習受講対象者

(1)に該当し且つ1号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者

3 講習受講申込手続等

(1) 受講申込書の受付期間

ア 新規取得講習

令和2年10月26日(月)から11月6日(金)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

イ 追加取得講習

令和2年11月2日(月)から11月6日(金)まで

受付時間は、ア、イいずれも午前9時から午後5時までとする。

(2) 申込の方法及び受付場所

ア 申込の方法

申込は本人が直接持参する方式で行い、郵送等による申込は認めない。やむを得ない事由で、代理人が申請する場合には、委任状を持参すること。

イ 受付場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部

ウ 留意事項

申込は先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第受付は終了する。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル×横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの1枚を貼付すること)

イ 添付書類

(ア) 2(1)アに該当する者は、1号警備業務に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 2(1)イに該当する者は、1級の検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 2(1)ウに該当する者は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2(1)エに該当する者で、旧1級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し、旧2級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事している者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 2(2)に該当する者は、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれかの書類と警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し

4 受講手数料

次に掲げる額の手数料を石川県証紙により納入すること。なお、既納の受講料は還付しない。

講習の別	講習手数料
新規取得講習	47,000円
追加取得講習	23,000円

5 その他

(1) 講習は、一般社団法人石川県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(3) 不明な点については、

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導係
(電話076-225-0110 内線3043)に問い合わせること。